

子どもの医療費助成制度について



対象者：0歳から18歳になった年の最初の3月31日まで

条件 (次の全てに該当すること)

- 玄海町内在住の子どもであること。
- 医療機関を受診時、被保険者等であることの確認を受けるとともに子どもの医療費受給資格証を提示すること。
- 県内の保険医療機関での保険適応となる医療費であること。

◎佐賀県外の一部の医療機関で利用できます。

※①就学前 (久留米大学病院、聖マリア病院、福岡市立こども病院、
佐世保市総合医療センター、国家公務員共済組合連合会 佐世保共立病院、
九州大学病院)

※②就学後 (久留米大学病院、聖マリア病院)

受給資格者証を提示した場合の窓口負担額	
就 学 前	[入院] ・医療費1,000円（1,000円未満の場合は、その額） ・食事療養費（全額） [通院・歯科] 1回あたり500円を2回目の受診まで負担 （500円未満の場合は、その額） 3回目の受診以降 0円 [薬局] 個人負担なし
	★県外（上記の※①以外）で受診した場合、入院時の食事療養費、 受給資格証を提示した際の窓口負担額
	一旦ご負担し、後日払い戻しを受ける申請をしてください（保険適用分のみ助成）
就 学 後	受給資格者証を提示した場合の窓口負担額
	[入院・通院・歯科・薬局] 個人負担なし [食事療養費] 個人負担有り
	★県外（上記の※②以外）で受診した場合、入院時の食事療養費
一旦ご負担し、後日払い戻しを受ける申請をしてください（保険適用分のみ助成）	



★の場合

申請書と領収書を玄海町役場または値賀出張所に提出して頂くと、
翌月25日に振り込みます。（振込日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）

※申請期間は、負担した日から一年以内です

《注意点》

- ①子どもの医療費受給資格証を忘れた場合は、再度医療機関で返金を受けてください。
返金を受けられなかった場合は、役場または出張所へ申請書と領収書を提出ください。
- ②子どもの健康保険証、住所等が変わった場合、変更届が必要ですので、役場で変更の手続きをお願い致します。
- ③予防接種、薬の容器代、文書料などは助成対象外となります。
- ④学校でけがをした場合等で、日本スポーツ振興センターの保険が適用される場合は、日本スポーツ振興センターの保険の適用が優先されます。
- ⑤高額医療費・・・一定の金額を超えた場合、健康保険から医療費の払い戻しがあります。加入している保険によっては申請が必要です。



お問い合わせ先
玄海町役場
こども・ほけん課
0955-52-2159